

バスの車内事故防止についてのお願い

ただいま、走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

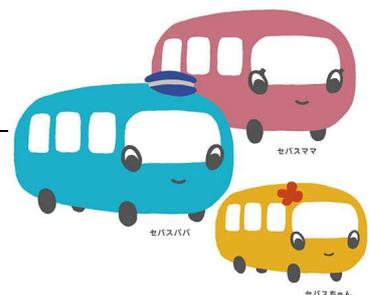
走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

近畿運輸局滋賀運輸支局

(一社) 滋賀県バス協会



バスのお客様への シートベルト着用のお願い

道路交通法の改正により、平成20年6月1日から後部座席におけるシートベルトの着用が義務化され、バスのお客様につきましてもシートベルトの着用義務の対象となっております。

お客様の安全のため、法律の趣旨をご理解いただきまして、シートベルトを必ずご着用下さいますようお願い申し上げます。

一般社団法人滋賀県バス協会
滋賀県警察本部
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局
一般社団法人日本旅行業協会関西事務局
一般社団法人全国旅行業協会滋賀県支部



